

勝連南風原地区の景観地区指定に関する

第1回住民説明会質疑応答要旨

1. 形態意匠

①屋根について

《住民》コンクリート屋根に防水加工塗装を施した場合において、その色彩が黄色や青色になる場合があるが、これは基準に適合しないのか。

【事務局】屋根の形状は不問だが、色彩について原色系の使用は不可であるので、基準には適合していないと考える。

②外壁について

《住民》建築物の外壁について、アクセント色は5%までは使用できるのか。

【事務局】各壁面積の5%までは使用可能である。

《住民》看板や、外壁に直接ペンキ等で塗装した場合について、色彩によってはアクセント色に含まれるのか。

【事務局】ペンキ等で直接塗装する場合は外壁の一部と見なすので、色彩によってはアクセント色として扱うこともある。

看板等については、屋外広告物に該当するので、外壁の一部と捉え、その色彩について基準を適用するのは難しいと考えている。

③かき・柵・塀について

《住民》生垣の助成対象については、植栽の種類なども指定されるのか。

【事務局】生垣への助成については、地域に根差した植栽を対象とするが、種類を細かく指定することはしていない。

2. 助成

①上限について

《住民》先着何件までや年間助成金額などの上限はあるのか。

【事務局】先着等は定めていないが、予算があるため、年度助成上限はある。ただし、その年度において助成が出来ない場合は、次年度に申請をしてもらい、確実に助成できる対応を行う。

②期間について

《住民》助成制度はいつまで実施されるのか。

【事務局】良好な景観を形成していくには長い年月を要するため、可能な限り続けていくつもりである。

③対象区域について

《住民》景観地区に指定している3地区以外において、助成は実施されるのか。

【事務局】景観地区として指定した地区以外は、助成は対象外である。

3. 高さ

《住民》本集落ゾーンの道向かい地区（景観地区対象外）の建築物の高さ制限はどうなっているのか。

【事務局】当該地区については、既に既存の景観計画により、高さ制限11m以下の基準が適用されている。

4. 区域

《住民》県道16号線ゾーンの範囲はどなっているのか。

【事務局】道路沿道（道路境界線より）25m以内の範囲である。

5. 景観形成基準

①増築について

《住民》増築した場合、形態・意匠については基準の対象となるのか。

【事務局】既存床面積の1.2倍までは基準緩和が可能である。

⇒事務局回答訂正：1.2倍の基準は用途緩和の規定に関するもの。詳細は議事録（要録）を参照。

②外観変更について

《住民》既存建築物の外壁の塗り替えについて、基準の対象となるのか。

【事務局】対象である。

6. その他

①罰則等について

《住民》景観基準について、基準に従わない場合、指導や罰則等を行うのか。

【事務局】基準が守られていない場合は、建築確認申請が下りない。また、認定を受けずに工事を着工した場合は、法的罰則がある。